令和２年８月２７日

平塚市在宅医療介護連携推進協議会資料

○平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第８期])について

資料５

１　高齢者福祉計画（介護保険事業計画）

高齢者福祉計画は老人福祉法第 20 条の 8 に、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画として市町村が策定するよう定められています。

介護保険事業計画（※）は介護保険法第 117 条に、3 年を 1 期として、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として市町村が策定するよう定められています。（※介護保険制度が創設された平成 12 年から 14 年までを第 1 期として、現在は第 7 期）

また、２つの計画は、内容において密接な関連性を持つものであることから、これを一体のものとして策定するよう、老人福祉法及び介護保険法双方に規定されています。

２　計画策定方針

【地域包括ケア計画】

◎　国においては、第６期の介護保険事業計画以降の計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025 年（令和７年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

このことを踏まえ、本市の第６期及び第７期（現行計画）においても、2025 年（令和７年）の高齢者を取り巻く状況も視野に入れ計画を策定しています。このため、計画の理念、目標及び施策等の柱立ては、2025 年（令和７年）までの計画策定において基本的に継続することとします。

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）の計画期間

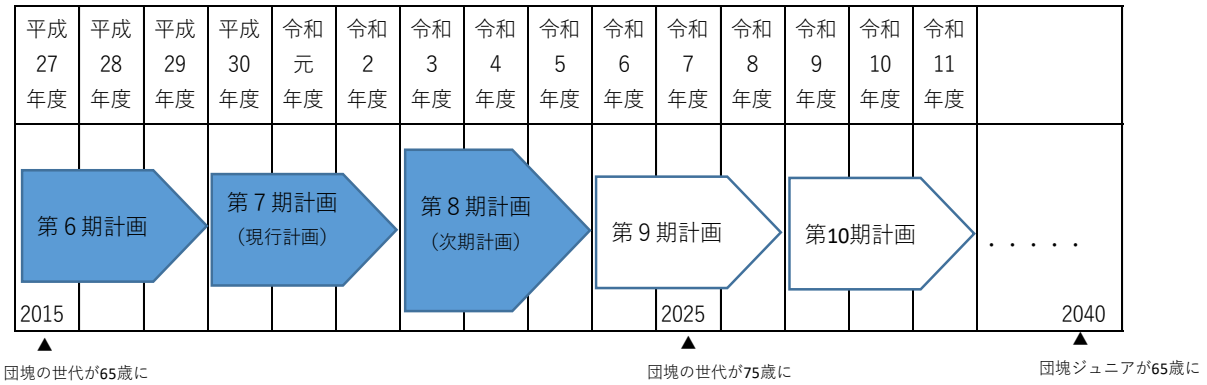

【人生１００年時代】

◎　次期計画（第８期）では、団塊ジュニアが高齢者となる 2040 年（令和 22 年）を見据え、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に勘案し策定することが求められています。このため、国の動向を踏まえつつ、自立支援・重度化防止等に関する取組をはじめ現行計画における具体的な施策や事業の成果を検証し、次期計画において事業の改善・効率化を図るとともに、平塚市総合計画改訂基本計画等の関連計画と整合性を保ちつつ、人生 100 年時代における暮らしやすいまちの実現に向けて取り組むこととします。

【共生】

◎　地域に生きる一人ひとりが尊重され、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることをさらに明確に示すため、計画の基本理念に「共生」という文言を新たに加えることとします。

基本理念「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」

【市民ニーズ】
◎　令和元年度に実施した高齢者実態調査では、新たに国が推奨する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」に取り組んだほか、「一般高齢者調査」、「要介護認定者調査」、「特別養護老人ホーム入所希望者調査」及び「居宅介護支援事業所調査」を実施しており、これらの調査から浮き彫りにされた平塚市の高齢者の状態やニーズを分析し、必要とされる新たな取り組みなどを次期計画に反映することとします。

３　施策検討・実行部会

(1)　**新総合事業／介護予防部会**（部会長：地域包括ケア推進課介護予防担当）
【検討課題】　健康増進と介護予防に関する取組　等

(2)　**認知症／医療介護連携部会**（部会長：地域包括ケア推進課医療・介護連携推進担当）
【検討課題】　認知症支援策の推進、医療・介護の連携体制の構築に向けた取組　等

(3)　**生活支援部会**（部会長：高齢福祉課高齢福祉担当）
【検討課題】　高齢者生活支援体制の構築、介護サービス基盤の整備　等

(4)　**介護人材部会**（部会長：介護保険課給付担当）
【検討課題】　介護人材の確保、介護現場革新　等

４　今後のスケジュール

	６月～８月末	実行部会での分野別の検討（４回以上開催）、附属機関からの意見聴取
	８月下旬	実行部会最終報告
	１０月中旬	パブリックコメント前素案確定
	１１月中旬	庁議
	１１月下旬	定例行政報告会
	12 月上旬～1 月上旬	パブリックコメント実施
	２月下旬	パブリックコメント後素案確定
	３月中旬	庁議
	３月下旬	平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画［第８期］）及びパブリックコメント意見　公表
	４月中旬	議会及び理事者への配布

以　上